

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(平成十二年五月三十一日法律第百四号)

(登録の拒否)

第二十四条 都道府県知事は、解体工事業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者
- 二 解体工事業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその解体工事業者の役員であった者でその処分の日から二年を経過しないもの
- 三 第三十五条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 解体工事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 六 法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの
- 七 第三十一条に規定する者を選任していない者

(変更の届出)

第二十五条 解体工事業者は、第二十二条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を解体工事業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第二十二条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(技術管理者の設置)

第三十一条 解体工事業者は、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令で定める基準に適合するもの（以下「技術管理者」という。）を選任しなければならない。

(登録の取消し等)

第三十五条 都道府県知事は、解体工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により解体工事業者の登録を受けたとき。
- 二 第二十四条第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 第二十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。